

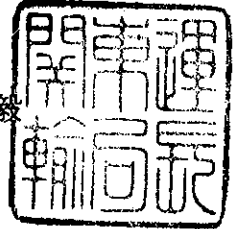


関自監貨第 号
平成 年 月 日



殿

関東運輸局長 持永 秀毅



弁明書の提出について

貴社の経営する一般貨物自動車運送事業について、下記2のとおり貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実がありましたので、貨物自動車運送事業法に基づく不利益処分を行う予定です。

このため、これに対する弁明をしようとする場合は、所定の期限までに弁明書を提出されるよう行政手続法第30条の規定に基づき通知します。

記

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業用自動車の使用停止処分

2. 不利益処分の原因となる事実

別紙のとおり

3. 弁明書の提出先及び連絡先

〒224-0053
神奈川県横浜市都筑区池辺町3540
関東運輸局 神奈川運輸支局 (監査担当)
(045-939-6802)

4. 弁明書の提出期限

平成 年 月 日

5. その他

証拠書類等を提出する場合は、弁明書の提出期限までに提出して下さい。

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等」に基づく予定処分日車数

(平成 年 月 日及び
平成 年 月 日に行った監査時における 営業所 に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	<p>運転者の過労防止に関する措置が、次の事項について不適切であったこと。</p> <p>①所定の拘束時間を超えて乗務していた者があったこと。</p> <p>②仕業間の休息を十分にとらずに乗務していた者があったこと。</p> <p>【各事項の未遵守計 <input type="text"/> 件】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)</p>	<input type="text"/> 日車	各事項の未遵守計 <input type="text"/> 件以上
2	<p>運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。</p> <p>【把握不適切 <input type="text"/> % <input type="text"/> 件中 <input type="text"/> 件】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)</p>	<input type="text"/> 日車	把握不適切 <input type="text"/> %以上 <input type="text"/>
3	<p>点呼を実施していないものがあり、点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。</p> <p>【未実施件数 <input type="text"/> 件中 <input type="text"/> 件】 【点呼回数 <input type="text"/> 回に対する未実施件数 <input type="text"/> 件】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)</p>	<input type="text"/> 日車 警告 警告	未実施 <input type="text"/> 件以上 <input type="text"/> 件以下 一部記録なし 記載事項等の不備
4	<p>乗務等の記録について、次の事項の記録が不適切であったこと。</p> <p>①乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに乗務した距離</p> <p>②休憩又は睡眠をした地点及び日時</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)</p>	警告	記載事項等の不備
5	<p>運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督及び実施結果の記録が不適切であったこと。</p> <p>【実施状況 <input type="text"/> 未満】</p> <p>(貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)</p>	<input type="text"/> 日車 警告	<input type="text"/> 一部記録なし



6	運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせていなかったこと。 (貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	<input type="checkbox"/> 日車	講習受講義務違反

予定処分日車数	<input type="checkbox"/> 日車
---------	-----------------------------

備考

①「予定処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け関東運輸局長公示、以下「処分基準」という。)記2に定めるところにより算出したものである。

②「基準日車等」については、「処分基準」及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」(平成21年9月30日付け関東運輸局長公示)によるものである。

